

# 欧米人研究者の部落問題研究とオリエンタリズム

## —アウトカーストと被差別部落—

小早川 明良

### I はじめに

近年、欧米において部落問題への関心が高まっている。それらの著作に、被差別部落(民)のことをBurakuやBurakuminと呼ぶものが増えてはいる。しかしこれまで、多くの研究において、被差別部落民はoutcaste(アウトカースト)と呼ばれてきた。たとえばイアン・ニアリーは、福岡市博多の「穢多非人」をoutcaste in Hakata(博多のアウトカースト) [Neary, 2010:5-9] と呼んでいる。邦訳書ではその部分は、「被差別民」[Neary, 2010=2016:7-14] となっており、その限りで違和感はない。しかし、原書の被差別部落民の呼び方には、違和感を禁じえない。本稿は、この違和感に発する。そして第一に、欧米の研究者は、いつ頃から被差別部落民をアウトカーストと呼んできたのか、第二に、被差別部落民をとアウトカースト呼ぶのは妥当なことなのか、について議論する。

まず、欧米人がアウトカーストの語が使用しはじめた時期について検討する。そして、マックス・ウェーバーの宗教理論を参照して、アウトカースト概念の拡大適用が妥当かどうかについて議論する。そこでは、たんにその用語を使用することの可否を問題にするだけではなく、被差別部落(民)にカースト制度とアウトカーストの概念を拡大し、適用することで、どのような新たな理解を得ようとしたのかについて問う。そして、エドワード・サイードのオリエンタリズム論やハンナ・アーレントのパリーア論を参照しつつ、被差別部落民が自らを「部落民」と呼ぶことの意味を問う。これが本稿の目的である。

### II 本稿の枠組み

まず、本稿がカースト制度<sup>1)</sup>を理解する上での社会学理論の一般的な枠組みを示しておく。

カースト制度は、インド国内外のヒンドゥー・コミュニティで、ヒンドゥー教の浄穢観と宗教的儀礼による聖職者を最上位とする位階制である。

それは、不可触民を含む5種のバルナとそれぞれを構成するジャティという小血縁集団からなる。ヒンドゥー教の救済、再生観によると、人は、生まれによって職業が決定され、現世での転職もカーストの上昇もない。それは、再生によってのみ可能とされる。ところが不可触民は、その救済と再生の法則から除外され、カーストの上昇はなく、職業の変更もない。この再生観は、以下で述べるように、日本の仏教などとは異なる。

マックス・ウェーバーは、インドのカースト制度の形成維持にヒンドゥー教が果たした役割を「もう一度くりかえしていえば、もしも一切を支配するところの深刻なバラモンの影響がなかったならば、全世界に比類を見ないこの社会的体制はかかる封建的な形では、発生しなかったか、少なくとも支配的になってしまいはしなかったであろう。—中略—なんらかの経済的『諸条件』の産物ではない」[Weber, 1921=2009:182]と、インドのカースト制度が、バラモンという宗教存在に規定されたインド固有の現象であると念押ししている。バラモンが自身の保護のために、下位の諸カースト構築したのである。ウェーバーはまた、「日本の仏教および日本の宗教一般はそれ自身において多大の興味をよびおこすにもかかわらず—中略—我々の行論にとって重要であるところの日本的性格の『精神』の諸特性は、宗教的契機とは全然別個な事情によってうみだされた」[Weber, 1921=2009:397-8]と述べた。より具体的には、「日本の封建制下の人人の態度、行為を決定したのは、インドにおけるような救済哲学ではなくて、西洋古代にみられるような現世的な教育」[Weber, 1956=1970:128-9]であると分析した。ウェーバーによれば、日本では、人が人を「差別する精神」構造に、宗教的事情は希薄である。また、権力と宗教は、両者が妥協してきた西洋やインドに比べ、日本では政治権力が宗教的勢力にたいする支配権を獲得 [Weber, 1956=1960:532] してきた。

ここでヘーゲルを参照すると、自然崇拜に発するバラモン自身が構築した神話による最上位バラモン自身のカーストを固定化する言説は、僧侶への階級移動の自由を誰にも与えなかったと述べている [Hegel, 1837=1994:240-2]。これに比べて日本では、出家と還俗の障壁は非常に低かった。カースト制度下の身分上昇と転生の概念と異なり、日本では被差別身分も含めた身分移動が現世でも可能であった。山本隼によると村ぐるみで百姓から郷土<sup>2)</sup>への身分移動例 [山本, 2006:401-408] がある。深谷克己は、身分売買の「定価」<sup>3)</sup>を明らかにし、穢多から武士格への移動も可能であった [深谷, 2006:136-72] としている。日本で被差別部落民が結婚や就労から排除されるのは、「世間」などの同調性圧力や人的資本と生産性の問題である [小早川, 2018:188-224]。

以上を踏まえ、欧米人が被差別部落をどのようにみなしてきたかを検討する。

### Ⅲ 「階級」としての被差別部落

#### 1 部落改善運動以前

駒井忠之は、全国水平社創立者の一人米田富が、水平社宣言が「世界的名文という事でアメリカやドイツの新聞がじゃんじゃん書き立てたそうです」と1982年に語ったことを紹介している [駒井, 2008:33]。しかし、駒井も述べたように、現在分かっている海外での水平社運動への言及は、米田の発言にしては乏しい。水平社創立当時のフランス大使ポール・クローデルの本国への書簡、米国の雑誌『ネーション』の「日本の不可触民」、『ロンドンタイムス』の「穢多の誇り、反乱する階級」と題した記事がある程度である。

駒井は論考の目的から、それ以前の論述を取り上げていない。そこで本稿では、近代初期に日本に滞在した欧米人の著作から検討したい。筆者の知る限り、最も古い欧米人による被差別部落の記述は、エリザ・ルアマー・シドモア、パトリック・ラファディオ・ハーン(小泉八雲)とエドワード・シルベスター・モースの著作である。

シドモアは、1858年生まれ、ナショナルジオグラフィック協会の理事になった初の女性であった。1885年かから1928年の間にたびたび日本に滞在した。その旅行記が1891年に刊行された *Jinrikisha Days in Japan* である。この著作は、2度邦訳された。シドモアは、この著作のなかで3カ所 eta (穢多) にかんする記述をしている。本稿では、「第15章・日光」のみを取り上げる。それは、「日光のすぐ奥に穢多村があり、社会によって排除された人が住む。彼らは、屠畜をし、皮革や毛皮も生産する。これらの仕事は普通民から蔑まれている。彼らへの差別は、朝鮮人捕虜の子孫だとか刑吏であるとか、また長らく天皇の御用鷹匠を勤めたとかの伝説よりも、仏教の殺生戒の結果だとする説が有力である。何世紀も前から穢多は、他のすべての身分と隔絶していた」(筆者訳)<sup>4)</sup>と述べたのち、近年、学校での差別が減少したと説明した [Scidmore, 1885:159]。当時の被差別部落民についてシドモアの説明には間違いが多い。しかし本稿はそれには立ち入らない。本稿では、シドモアが当時の被差別部落民を eta として理解していたという事実のみに注目する。

1877年来、3度来日したエドワード・シルベスター・モースは、滞在日記から、*JAPAN DAY BY DAY* を執筆し1917年に出版した。近代初期の職人や下層の人たちの生活を描いたこの著書は、『日本その日その日』の邦題で2度出版された。

モースは、被差別部落に出かけ、そこに住む人人と交流し、刑吏であった元穢多身分の「町田氏」から「非常に恐ろしい物語」を聞いたり、試し切りや切腹と介錯の作法について聞いたりした [Morse, 1017:347]。そして刑吏の社会的な待遇を「以前、穢多は不浄とされた。彼らは、獣の死体を処理し、皮革を生産した。そして街の掃除もしていた。裕福な人もいたが忌み嫌われ、穢多階級の人との結婚は許されなかった [Morse, 1017:355]」と述べた(筆者訳)。モースは、住民の仕事の様子、子どもたちの活発でまじめな様子を描くなど、彼らに共感を寄せている [Morse, 1017:356]。なお、モースは、eta class (穢多階級)を使い、翻訳者の石川欣一は、etaを特殊階級 [Morse, 1917=1929:393] 特定地区 [Morse, 1917=1929:402] と翻訳した。

ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)は、1894年、松江の被差別部落の伝統芸能、大黒舞を評した「三つの俗謡」という講演録を残している [Hearn, 1896:187-206]。これは、日本アジア協会での1894年の講演をもとに *KOKORO* (心)の付録として収録された<sup>5)</sup>。内容は、yama-no-mono (山の者)、hachiya (鉢屋)、koya-no-mono (小屋の者)、eta (穢多)の身分について述べ、yama-no-monoが演ずる大黒舞の解説と評価をした。ハーンの認識ではこの身分は、outcasted class(社会から排除された階級)であり、警察権力を行使する立場にあったhachiya (鉢屋)が、pariahs (パーリア)中、最も低い階級であったと述べ、一般市民の彼らにたいする偏見を批判した。さらにハーンは、yama-no-monoの居住する地域は、元来、人が住まなかった場所の意味がある settlement (セトルメント) や village であると説明した。ハーンは、これらの被差別身分により近い階層ほど偏見が強いために被差別身分が孤立していると指摘した。

以上から、明治期に日本に逗留した3人の外国人は、穢多はetaとして、またその後も日本語の通りの用語で表現した。そして、それらの人人の社会的な位置づけとしては、class (階級)として認識していたといえる。そして、この時代に彼女／彼らは、被差別部落に自由に入出入りし、被差別部落民と自由に交流し、また観察していたことは、文脈から理解できる。外国人のガイドを務めた当時の日本人たちも彼らを被差別部落へ導いた。差別部落民自身も自己体験を語っている。存在がinvisible (見えざる)とされるのは、後の時代に構築された観念によると思われる。

この時代の被差別部落では、一部では自由民権運動への参加や学校教育への差別に抗議行動が見られたが、解放の概念は未確立で、官製の部落改善運動が主流となる時代であった。また、被差別部落民はすべて、近世の穢多由来とする認識に統一されたのも1880年ころ [小早川, 2017:31] であった。

また「部落」の語が被差別部落として全国的に一般化するのには、1906から1908年のことで、「部落改善事業」の過程でとされる〔小島, 1996:191-201〕。ゆえにそれ以前は、日本人のあいだでも「穢多」が一般的に使用されたので、外国人も「穢多」はetaと表記したと見ていいだろう。

## 2 部落改善運動以降

1923年、米国の雑誌『ネーション』(1923年9月5日付け)が、Japan's Untouchables (「日本の不可触民」と題した記事を掲載した。それは「日本は無階級社会と言われ」るが、新聞では「eta class(穢多階級)、the special class (特殊階級)、the special community (特殊地域)、the untouchablesという言葉を見つけられるだろう」と述べている。そして「宣言」「綱領」を英訳し全国水平社の創立を紹介した。この筆者は、本文約1230ワード中30カ所で、Etaを使用しoutcasteを使っていない。この記事は、『愛国新聞』<sup>6)</sup>に対訳が紹介されている。ここでは、英文本文のetaは「部落民」と記されている。

同年、駐日本フランス大使、ポール・クロードルは、全国水平社創立とその政治的影響を本国へ報告した。La Question des Eta (穢多の問題)と題されている。邦訳では「部落民の問題」のタイトルである。その趣旨は、水平社運動で表出した穢多の問題で対処を誤ると日本政府が再び危機に陥るだろうという報告であった。

クロードルは、穢多の居住地域をles quartiers spéciaux (英語訳ではspecial neighborhoodsに近い<sup>7)</sup>) または5,200 QUARTIERS (NEIGHBORHOODS)と述べている。そして、「穢多の問題は、再び現実的な問題になった。穢多の呼称は、身体、言語または宗教上、他の大部分の人人と区別がしようがないのに、インドのparias (パーリア)と同じようにみなされている人人をさしている」と述べた。そして、穢多の起源論争の決着は見えていないが、原日本人の子孫とみなしたり、真性の日本人とみなしたりした。仏教が人民支配に利用されたために特に屠殺と皮革の仕事への嫌悪感と穢視が始まった〔Claudel, 1995:175〕と報告した。

1927年、『ロンドンタイムス』は、「穢多の誇り、反乱する階級」の記事で、水平社運動や、被差別部落民をeta class、special class、pariahの用語で説明した。そして、「穢多の兵士」(北原泰作)による天皇直訴事件を紹介した。「天皇が秋の演習後の閲兵中、隊列から穢多出身の兵士が、彼がパーリアとして扱われ、彼の上司はその扱いを放置したと書いた書状を天皇に差し出した」と使われている。また、穢多はunclean (汚れた) outcastであると紹介されている。また、hinin (非人) は、「人間にあらず」という意味だと紹介してい

る。そして、shinheimin (新平民)あるいはnew plebeian(新しい普通民)と呼ばれると伝えている。居住地域は、special districted(特殊地区)と表現した。この場合も、穢多は階級であり、したがって非穢多の人人は、ordinally class(普通の階級)と理解されていた。いずれもoutcasteの語は使われていない。

#### IV 戦時中と敗戦直後における表現

1942年、アメリカ合衆国の戦略情報局の調査分析課が纏めたレポートがある。*THE ETA A PERSECUTED GROUPOU IN JAPAN*である。「日本における迫害される集団・穢多」である。戦後、CIAに改変されたこの諜報機関が作成したことから、対日戦争の戦略的な観点から被差別部落について調査分析したものと見える。これには、基本的に被差別部落は、全てEta(穢多)と表記されている[RAB,1942]。それ以外の呼称については、触れていない。1カ所のみ、穢多は「(太政官布告の)1871年まで、顕著な低位のアウトカーストを形成した」[RAB,1942:3]と述べている。その直後、その人人は即座にshin heimimまたはnew common people(新平民)と呼ばれ、法的には解消された穢多と一般民との結婚をタブー視することは、相変わらず続いた」(筆者訳)[RAB, 1942:4]と説明している。

このように俯瞰すると、欧米人たちは近代の被差別部落を主に「穢多」または、その地方の呼称で認識していたことがわかる。たしかに、希にアウトカーストやパーリアという言葉を使用する場合があった。しかし、その頻度からみると、一般的とは言えず呼称またはそれに準ずるものとはなっていない。差別の発生は、主要には仏教の穢れ観や、それが神道や土着の宗教と結びついたものとの理解が強かった。しかし、それをカースト制度としては理解しなかった。

#### V 敗戦後初期の研究

##### 1 「ドーア・ノート」における被差別部落表現

イギリスの社会学者、ロナルド・フリップ・ドーアは、現京都府舞鶴市の被差別部落を調査した「ドーア・ノート」<sup>8)</sup>を残している。1950年10月27日、29日、30日の日付があるこのノートは、1900年以降に形成した被差別部落のK地区と古くからの系譜を引くO地区について記されている。そして、Tokushu Buraku、Buraku、T.B.やB.がみえる。すなわち、特殊部落、部落であり、二つの略語もこれらを表している。

「穢多」については、ただ1カ所のみ“The eta go & pick them out & eat

them.”とある。それは川へ捨てられた盆の供物を穢多が拾って食したとの昔語りで使われている。

## 2 外国人研究者の日本研究

欧米人の日本研究は、1930年代には本格化していた。1年間を熊本県須恵村に起居し、農村の支配構造を研究したジョン・エンブリーは、その典型の一人である。彼は、*SUYE MRA A JAPANESE VILLAGE* (『日本の村 須恵村』) で須恵村の社会階級を経済的に6分類し [Embree, 1939:158-190]、村を構成する単位を「部落」として、その階層構造と習俗など詳細に調査した。階層は、最上流、上流下位、中流上位、中流下位、下流上位、最下流に分類された。その内、下流上位、最下流に見られる生活状態は、被差別部落のそれに酷似するが、そうではない。階級内婚に見えるが、婚姻による身分の移動は、経済的な要因に依っていた。つまり、エンブリーは、村で生起する現象に観察された封建的外皮の部分と経済的本質を峻別していた。

第2次世界戦争後の、戦勝国アメリカの日本研究は、開戦前のそれに比較して激増した。GHQの権力を背景に、フィールドワークによる農村研究は、日本の社会構造の解明のために重視された。例えば、著名なハーバート・ノーマンは、農地改革の指針に沿い、従来からあったアジア研究を踏襲する日本の歴史的社会的分析を行った [林, 2005:54-55]。ドーアも農地改革をテーマとしていた。もっとも、ノーマンやドーアなどは、日本の制度研究をカースト制度による社会としては行わなかったが、部落問題にも言及しなかったことが問題である。

70年代も終わるころ、エドウィン・ライシャワーが『ザ・ジャパニーズ』を出版した。この著作は、出版時に原文の一部が削除<sup>9)</sup>されたことが問題となった。その部分には、「過去に穢多などの多様な賤称で知られ、現在では部落民、特殊な村(部落)の出身という意味を込めた『ムラのひと』のこと」 [Reishauer, 1979:34] (筆者訳)が紹介されていた。その際ライシャワーは、アウトカーストの語は使用していない。

## Ⅵ「アウトカースト」の登場

### 1 ハーバート・パッシンとジョージ・デ・ヴォス

1950年代になると欧米人による部落問題研究が始まった。ハーバート・パッシンが最も早く研究に着手した。それに、ジョージ・デ・ヴォスとヒロシ・ワガツマを代表執筆者とする研究グループが続いた。

1955年に発表した論文、*Untouchability in the Far East* (極東の不可触制)

でパッシンは、日本の穢多・非人を、朝鮮のPaekchong (白丁)、チベットのRagyappa (Rajappa)、インドのアウトカーストとともに4種類の不可触集団であると規定し [Passin, 1955:247]、非ヒンドゥー圏において、そのように規定する根拠を仏教に求めた [Passin, 1955:252-253]。日本では、ヒンドゥー教にかわり、土着の宗教と結合した仏教が、殺生と肉食を禁止し神道の穢れ観を強化した、という内容であった。より詳細に論考を要約すると以下になる。(1)カースト制度は、地理的・社会的同一空間で、非常に多様な社会的集団が共存するインドで、集団間の関係を合理化する方法として開発された。(2)カースト制度は、ヒンドゥー教に起因するが、仏教も根強いカースト制度を維持する社会宗教的概念をもっていた。(3)紀元前6世紀～3世紀の間にインドで浸透した仏教は、カースト制度を否定する普遍的な概念を確立しなかった、仏教とカースト制度の親和性を主張し、それをもって極東全体のマイノリティが被る差別の原因をカースト制度にあるとした [Passin, 1955:250]。つまり、インド以外の差別制度をインド分析と同じ発想で分析した。

デ・ヴォスは、1966年ヒロシ・ワガツマとの共著・編で*Japan's Invisible Race. Caste in Culture and Personality*(『日本の不可視の人種—カーストの文化と性格』)を出版した。この仕事で、この研究グループは、パッシンの研究を踏襲 [De Vos, 1963:3] した上で、カースト現象を極東でおきているレイシズムと捉えた [De Vos, 1963:XX] (傍点=筆者)。人種差別主義は、普通、疑似科学的な生物学的神話を根拠としているのに対して、カーストは、日本やインドの実例によるとしばしば、疑似歴史的、宗教的な神話を根拠にしているという相違点がある。しかし、人種とカーストにたいする態度は、心理学的な観点からは同一である。そして、それらのパリア・カーストへの影響もおなじである [De Vos, 1963:XX] とした。日本の差別制度の起源は、パッシンに依拠し、カースト制度を汎アジア的制度とする認識の枠組みで、地勢的なカースト制度の適用をパッシンの極東をセイロン、中国、ビルマまで広げ、仏教伝来の殺生戒 [Price, 1963:6-7] がカースト制度の由来であるとした。そしてデ・ヴォスは、カースト障壁の本質は、古代からの連続する不浄の概念による宗教的隔離であるとした。

これらの研究では、インドのカースト制度と部落差別の類似点に、宗教のドグマと「穢」観による職業の特殊性をあげた。日本の近代については、1971年の太政官布告(いわゆる「解放令」)後、公的にはアウトカーストは、普通民として定義されたが、変革が無視されたと分析した [Price, 1963:10]。結局、部落問題は、終始カースト制度の概念とその宗教的文脈で記述された。



## 2 ニノミヤ論文における被差別部落

この二つの仕事には、下敷きとなる論文がある。それは、ニノミヤ・シゲアキ<sup>10)</sup>の「日本の社会階級史における部落民の起源と発達及び現状にかんする論考」である。1933年執筆のこの論文は、高橋貞樹、佐野学、喜田貞吉などのよく知られた著作を参照していて、俗説も採用するなど今日からみて卓越した内容はない。しかし重要な認識が示されている。それは、ニノミヤが部落問題へのカースト制度論適用を否定した [Ninomiya, 1935:52] ことである。すなわち「当初、研究を通して使われていた「outcast」という言葉は、硬直したインドのアウトカーストに由来することとはまったく違うことを明確にする必要がある」と述べ、更に「(この問題を)慎重に研究しようとするなら、カーストを特定の意味で、日本の穢多に適用すべきではない」(筆者訳)とアウトカーストの乱用への注意を喚起した。しかし、欧米の「パイオニア」たちはそれ全く無視した。

## Ⅶ 現代の被差別部落とアウトカースト

彼らの後に、イアン・ニアリー、アラスティア・マクルーハン、ティモシー・エイモス、クリストファー・ボンディ、ジェフリー・ベイリスなどの研究者が続いた。歴史学のアプローチが主である。瞽女研究のジェラルド・グロマーも含まれるかも知れない。彼らは、日本の賤民のすべてをアウトカーストであると理解し、その文脈で部落問題を研究している。

最初に取り上げたニアリーは、1989年頃までアウトカーストの語を使用しなかった。階級制度で「排除されたもの (the outcast)」 [Neary, 1989:18] としていた。1997年の以降では「現代日本の被差別部落民」の「origin」を「世襲のアウトカースト集団」で「元の革田」と書いている [Neary, 1997:61]。大阪の被差別部落を調査したアラスティア・マクルーハンも、7世紀、神道と仏教の教義が食肉の忌避、皮革業への忌避感を醸成し、身分制度を形成したとした。そして、被差別部落民を「昨日のアウトカーストの子孫」 [McLauchlan, 2004: i] と述べた。両者とも江戸と近代の差別は制度的な差異があると述べても、結局アウトカーストの文脈上で論じている。ジェフリー・ベイリスも近世賤民から敗戦前の被差別部落民と(在日)朝鮮人の歴史と解放運動史について触れ、被差別部落をアウトカーストであるとした [Bayliss, 2012]。ティモシー・エイモスは、近世のアウトカーストと近代の被差別部落民は、異なった存在である [Amos, 2011:53] としたが、『部落民』概念を実態に踏まえて脱構築し、部落問題の理念的な理解を具体的にしている。そのことにより、被差別部落を長い間アウトカーストのコミュニティとみ

なしてきたことの意味を明らかにすることが可能になる」[Amos, 2011:212]とも述べている。(筆者訳)「アバター」は、ヒンドゥー教で「人間の身体のまま解放された魂、人の姿で人を導く神」である。この意味がネガティブか、その逆かはここでは問題ではない。

そして明治後の部落問題は、「元のアウトカーストのコミュニティと新たに周縁化した都市貧困者が疎外されたこと」[Amos, 2011:213]で形成された「近代の社会的アウトカーストたち」を(再)定義する問題とも述べた。エイモスは文脈から、実証的ではないが、近現代と近世との隔絶を認め、部落問題のマスターナラティブに批判的である [Amos, 2011:211] が、近・現代の被差別部落民も、「アバター」というヒンドゥーの概念で説明する。

クリストファー・ボンディは、エイモスを引用し現代被差別部落を「アウトカースト」に対する政策の遺産として認識する [Bondy, 2015:17]。そして、「三位一体論<sup>11)</sup>」的に、身分、特定の居住地と、獣皮と牛皮の生産、葬儀、非人は、旅芸人、賞金稼など [Bondy, 2015:17] の特定の仕事に従事したと述べている。賞金稼は、全くの誤りである。

エイモスは、別の論文でカースト制度の理論面をジェラルド・グローマーとデヴィッド・ハウエルに依った [Amos, 2010:5] と述べている。日本史へのカースト制度論の適応についてグローマーは、「特にカースト制社会とは言えない1730年代以降の徳川時代で、成文法による制度化で国家が構築した差別が、特定の集団にカースト制度のように生まれながらの性格を与えた。その特徴がケガレという宗教的な観念を基礎とするゆえに"outcast"に"e"を加えて"outcaste"と分類]すると述べている [Groemer, 2001:263-264]。だが、その内容は、弾左衛門支配や非人頭善七の闘争など主に日本人研究者からの引用による特徴のない通史である。

欧米の研究者は、身分の形成は仏教教義によるとの認識のもとに、「元」という接頭詞をつけたものの、アウトカーストという語によって、その概念を現代の被差別部落民に拡大した。その際、マックス・ウェーバーの厳密なインドのカースト制度と宗教の関係について一言も触れず、仏教教義と日本の「カースト制度」の関係を宗教の理念型の問題としても扱わなかった。単にインドのアウトカーストに「似た状態」を説明したのである。ゆえにそこに、なんら部落問題の新しい発見や理論の展開をみることはできない。

被差別部落民をアウトカーストと定義することは、存在規定の問題である。ゆえに、その定義が可能であることを実証的に論じなければ、科学とは言えない。「のような」では、あまりにも杜撰である。『日本の不可視の人種—カーストの文化と性格』において、ジェラルド・ベルマンが、「パリア

の人々が世界中から見いだされる」[Berrman, 1963:292] とマックス・ウェーバーを援用して、日本の被差別民を説明している。たしかにマイノリティは世界中で見いだされる。また、ウェーバーが言及したエジプトの戦士カーストがいる。しかし、本稿が問題とするのは、ヒンドゥー教と仏教を混合したとするカースト制度をどう理解するかという問題で、たんに用語を問題にすることではない。仏教が日本におけるカースト制度成立の原因だというなら、ウェーバーやヘーゲルの研究に言及しなければならないはずであるが、彼らはそれをしていない。土着の宗教と結びつくことで仏教が差別の制度を構築したというのなら、その過程を実証しなければならない。その上で、すべての社会的身分がその宗教教義から構築されたものであることを論証しなければならない。そうしてこそ、彼らの主張は正当化される。

マルクスによると、カーストの世襲制やギルドの排他性には、人々が職業から逃避することを禁じる目的があった [Marx, 1853=2005:500]。生産機能を維持するために、権力がその制度を支えたのである。カースト(身分)制度による職業の固定は、身分そのものを固定するものではない。そうではなく、生産関係の維持に根本の理由があった。ある仕事がより利益を生むようになると、そこに「関係がなかった」身分や階層が進出する。またその逆もある。江戸時代には、屎尿は使用価値があったために賤民が扱わなかった。使用価値を失う近代以降に「賤」の観念が付加された。また存在の経済的合理性を失った職業は、身分で固定されていたとしても消滅する。

## Ⅷ ポスト・コロニアリズム批判とカースト制度

アウトカーストの問題は、たんなる用語の問題ではない。それは、以下の点からも重要である。

宮崎智絵は、ウェーバーの分析がイギリスのインド植民地統治のカースト制度に及ぼした影響分析が欠落していると指摘した [宮崎, 2008:85]。ガヤトリ・スピヴァクは、インドを統治する政府を「東インド会社の政府であり、軍隊も東インド会社の軍隊であった(傍点=スピヴァク)」[Spivac, 199=2003:316] と述べた上で、「カースト=ヒンドゥーイズムの人種理論化したかたちでの領有」という知の暴力について述べている [Spivac, 1999=2003:326-329]。知の暴力は、イギリスの「より高度な文明」が「ヒンドゥーに対する勝利」を実現したと指摘した。東インド会社によってイギリスは、社会の枠組みを丸ごと破壊したので、インドは、みずらの古代の伝統からも、過去の歴史からもことごとく切り離されていた [Marx, 1853=2005:114-116]。そして、「カーストの差別や奴隷制という汚点」は、「人間を野獣に変

えてしまうような自然崇拜」[Marx, 1853=2005:122] で、小共同体を破滅に追い込むほどの影響を与えたと批判した。

つまり、カースト制度論を援用する欧米の部落問題研究は、常に議論つき纏うポストコロニアリズムの議論はおろか、古典的な植民地主義批判の議論も無視している。ゆえに、カースト概念を援用した日本の身分制分析は一つの虚構である。帝国主義日本のマイノリティを、イギリス植民地主義支配下で変質したカースト制度と同じ文脈で議論するほど杜撰ことはない。

## Ⅷ 部落問題研究とオリエンタリズム

### 1 部落問題研究の本質主義化とオリエンタリズム

一方、被差別部落には近代以降、持続的に再編、膨張、縮小、消滅、創出という現象があった [小早川, 2017:180-181]。この変容を見落とし、カースト概念で部落問題を理解することは、資本の運動を無視し、本質主義に道を開くものである。

では、なぜその杜撰が起きるのか。両国の被差別民が似た存在というのなら、「インドの部落差別研究」とも言える。そうならないのは、インドにおける差別がより深刻だという軽重の問題ではない。インドが、日本の西欧化より、早い時期に植民地となり政治的、経済的、軍事的、文化的にイギリスの影響下でインド社会が再構築されたからである。そこには、一人一人は無意識でも、ヨーロッパ中心の世界観がある。それはオリエンタリズムである。

問題は、西欧流の優越的価値観で極東の差別認識が無媒介的に語られたことにある。かつて、カースト制度論により、20世紀アメリカの人種差別や、アフリカのapartheidを議論する潮流があった。その安易な議論は、批判を引き起こした<sup>12)</sup>。私見では、少なくとも、社会を支配したヒンドゥーイズムの不平等の原理やその社会的差別と、内部に平等主義の原理をもつアメリカ社会の差別とを比較すること自体が問題である。パッシンやデ・ヴォスの議論は、また、ポスト・コロニアリズム批判の以前という時代の限界があったとしても、それらの研究者が文化本質主義やオリエンタリズムの問題意識をもって参照しなかったことが批判される。ニノミヤがカースト制度による部落問題分析を否定したのは既述の通りである。

エドワード・サイードのオリエンタリズム批判は、西欧からの中東に対する「何世代もの相当量の物質的投資が行われた」[Said, 1977=1933:28-29] 結果に向けられた批判である。オリエンタリズムは、西洋人の意識の中に形成されたオリエンタ理解のための知の体系を動員したフィルターである。インドに対する「相当量の物質的投資」も同様である。ただし、西欧の部落

問題研究をオリエンタリズムであると安易に批判するのは、それ自体が本質主義に陥る危険性をもつ。とはいえ、概念の適用の是非を問うことなく、学問的であるかのように植民地主義的に変質したカースト制度論による部落問題研究が一般的になり、被差別部落民をアウトカーストとして認識することが、やがて西欧全体に行き渡るのであれば、極東のマイノリティに対する知の暴力と言える。

## 2 引用とオリエンタリズム

欧米の部落問題研究者の著作には、ある定式がある。大まかにいえば、古代以来の身分制度史があり、中世、近世の穢多・非人の歴史があり、1871年の布告があり「水平社」があるという物語である。そのほとんどは、日本の「権威」または、欧米の論文を引用し、オリジナルのデータの使用は少ない。したがって、デ・ヴォス、ハウエル、エイモスの引用の堂々巡りに加えて、次のようなことも起きる。

エイモスは、鳥取県の被差別部落の約「半数が幕末期または、幕末以降(19世紀中葉)に形成され」[Amos, 2011:6] たとした。これは、イアン・ニアリーの『政治的抵抗と戦前日本の社会統制——部落解放の起源』から引用された。しかしそれは、1976年の馬原鉄男の著作からの孫引きであった。しかも、引用元には、根拠となる資料が示されていない。検証のない孫引きであった。

あるいは、エイモスは、「穢多一人の命は普通民の七分の一の価値」の俗説を引用し、その命の価値は、インドの「カースト制度に類似した人間の命の価値観さえも決めた法律」[Amos, 2011:43] によると言う。それはどの法律なのか。パッシンもこの俗説をニノミヤから引用している [Passin, 1955:35]。『特殊部落一千年史』に登場するこのエピソードには原資料はない [高橋, 1924:152-153]。

ニアリーは、引用によって福山藩で1717～1786年間に4回起きた農民一揆鎮圧のために「福山では、深刻な食糧危機が起き、福山城に隣接した3カ所の穢多が百姓一揆を鎮圧するために動員された」[Neary, 1898:34] と述べた。しかし、資料で穢多の動員が明確なのは、1786年の一揆のみである。引用元のページの指定も間違っている。ボンディーによる「賞金稼ぎ」の誤読は、既に述べた。引用は、研究上不可避だが、引用元には誤謬もある。そこにはイデオロギーが関与する問題もあり、その対処に留意することは当然である。

欧米の部落問題研究は、パッシンとデ・ヴォスの研究をテキストとして、引用の連鎖でなりたっている。このような状況は、「結局、著作と著者を引

用するシステム」[Said, 1977=1933:63] として、オリエンタリズムに特徴的な方法でもある。

## X 被差別部落民の自己認識の手続き

多くの被差別部落民は、自分を「部落民」であると思っている。そうなるには、意味のある道程があった。近代以降に成立した被差別部落の住民が、自分の祖先が穢多であると誤解<sup>13)</sup>したとしても、それは「部落民」として自己認識する一步として意味がある。彼ら／彼女らの中には、自分の部落民性を否定する人もいる。それは、「部落民」としての認識から逃れたいからである。

マックス・ウェーバーは、ユダヤ民族をパーリアと呼んだ。以後、この「パーリア民族」は二重の経済倫理に基づく「賤民資本主義」(例えば高利貸し資本)として西洋社会の中にネガティブな意味を持ち続けた。ハンナ・アーレントは、ウェーバーのパーリア民族の規定に対して、ヨーロッパでパーリアが置かれた状態を「解放がもたらした自由がいかにも曖昧なものにすぎず、同化がもたらした平等の約束がいかにも当てにならないものかを実際に経験してきた人たちだった。したがって、個人からの経験からして、ユダヤの詩人、作家、芸術家たちがパーリアという概念を一つの人間類型として作りだしたとしてもおどろくにあたらない」と述べた。そして、パーリアの概念は、それ以来伝統的なものになり、非ユダヤ人の世界で政治的に無力であった人々の運命と対照をなしていると述べた [Arendt, 1944=2013:54-58]。アーレントは、そのパーリアとしてのユダヤ人を4類型に分析した後、「ブルジョアでもプロレタリアでも小市民でも農民でも」なく、反ユダヤ主義によって「とうに過ぎ去ったべつのとんでもないリアリティ」に連れ戻されたパーリアの存在を論じた [Arendt, 2007=2013:105-108]。この議論は、アーレントの、パーリアとしての肯定的な自己認識を示している。当時はそれほど一般的ではなく、ネガティブなパーリアの概念が「象徴的逆転」[Babcock, 1978=1984:3-4] を経て、ユダヤ人の自尊心を表現する言語へと止揚する手続きを表現している。この手続きによりパーリアは、ユダヤ人の肯定的な自己認識、自己決定権の問題として理解された。

インドに自分たちとよく似た境遇の人々がいることを知っている被差別部落民は多い。彼ら／彼女らは、他者によって投げかけられたネガティブな言語であっても「部落民」と自己を理解するが、肯定的な自己認識としてアウトカーストの語を使わない。日本のダリットとは言わない。それはなぜか。既述のように「特殊部落」や「部落」の語が一般的になり、水平社運動は、すべての被差別部落民を代表するものではなかったが、「部落」に関する議

論を沸騰させた。自らを「部落民」として「象徴的逆転」によってその言語を使い、自らを肯定的に認識する手続きを終えているからである。

「象徴的逆転」は、被差別部落への差別的まなざしとして跳ね返ることも多かったが、それもまた、「部落」を認識させた。アカデミズムも、「部落」認識や存在論に関わる議論を重ねた。それによって、言説が内面化し「部落」以外の言語では、表現しえない存在、つまり「人間としての部落民」として自らを規定し、アーレントとパーリアの関係のように、自尊心の核となってきた。

## XI 結語

結語は、まず、アウトカーストの定義によって、欧米の研究者の部落問題研究にどのような新たな発展があったのか、という疑問から始めなければならない。

カースト制度論を日本の被差別民研究に拡大適用するのは、(1)宗教分析の観点から誤りであり、かつ、文化本質主義でもある。したがって、部落差別の解決には資さない。むしろそれは、逆の作用を及ぼす可能性がある。(2)被差別部落をアウトカーストとする認識の来たるころは、無意識であっても西欧の優越的な思想に立脚し、かつその方法においても、オリエンタリズムとして批判される。それは、被差別部落民が自らを(被差別)部落民と認識する「象徴的逆転」を含む知的な手続きを理解するなら、いっそう明確になる。

穢多も部落も、そのように表現する以外にいかなる言語もない。もしも、穢多・非人をアウトカーストとする曖昧な研究方法が許されるなら、どのような社会的現象もいかに言える。「部落」のもつ2つの意味(村落という意味と被差別部落という意味)は、その双方とも近代以降の構築物である。しかし、日本人は、「部落」の言語が、発話された文脈でどちらに当たるのかを識別する。それもまた、部落問題の構造の一部である。だからこそ、いかなる言語でも置き換えはできない。それが可能なら被差別部落を「ディアスポラ」とするの、「ジブシー」とするのも可能になる。

カースト制度というとき、それはアウトカーストだけではなく、カーストを規定する主体と社会の階級と階層の宗教的規定を意味する。カーストを規定するのは、日本においてどのヴァルナのどのジャティなのか。被差別部落を「アウトカースト」とする見解を提示するには、少なくともマックス・ウェーバーのような学問的手続きが必要である。本稿は、それを怠った西欧の部落問題研究を問うたが、それは同時に日本の部落問題研究の内実を問うことでもある。

## 注

- 1) マックス・ウェーバーは、インド以外の国や地域の分析にしばしば歴史的存在としてカーストについて論じた。また、本稿で引用するアーレントもカーストという語を使用している。しかし、本稿で言う「カースト制度」は、ウェーバーが分析対象としたヒンドゥーイズム下のカースト・ヒエラルキーとその制度で理解する。ゆえに、アウトカーストとは、カーストをもたないか、もしくはカースト制度の枠内から追放された人のことを言う。本稿は、日本の穢多や革田が、日本の身分関係からみて身分をもたないかもしくは追放された存在ではなく、身分関係に強く縛り付けられ、かつ排除された存在として認識している。
- 2) 郷土は、在郷の武士である。農民と武士の中間に位置し、武士の証として名字帯刀が認められた。特段の藩や社会に対する功績による場合も、身分の売買によるものもあった。「維新の志士」にもこうした人人が多い。
- 3) 金銭による身分上昇は、相当な高額であったが、それを支払えば武士身分への移動は可能であった。勝海舟も祖父の時代に身分移動で地位を得た人であった。その他の身分移動も可能だった。
- 4) 本稿では、翻訳が入手可能な場合でも、拙訳を示すことがある。それは、たとえば、訳書中の「被差別部落民」を「穢多」に変更するばあいも著作権に抵触する恐れがあるという理由からである。
- 5) ラフカディオ・ハーン作品は、現在でも人気が高い。したがって、個人全集、単著の形で再版が繰り返されている。しかし、部落問題について書いた『心』の「三つの俗謡」は、割愛されて出版されている。最近では、英文の全集にも掲載されない。
- 6) 『愛国新聞』は、三重県水平社と日本農民組合三重県連合会の合同機関紙である。1924年から1927年にわたり全47号発行された。38号からは、『三重県農民新聞』と改題された。「特殊部落民」の使用頻度が高いのは当然である。
- 7) 筆者は、フランス語を理解しないので、原書をカナダ人の専門家に英訳を依頼し、それを日本語に翻訳した。
- 8) 「ドーアノート」は、便宜的につけたタイトルである。内容は、近代被差別部落の成立についてヒアリングによって、生活様式、祭り、寺院との関係、近隣とのトラブルなどが綴られている。現在200世帯を超える被差別部落も、もとは1900年代初頭に3世帯から始まっていることもノートにはある。
- 9) 日本語版は、國弘正雄の翻訳で1979年、文藝春秋社から出版された。その際、本稿で紹介した部分が割愛されていた。これは、出版社による自己規制の結果であるといわれる。
- 10) ニノミヤ・シゲアキについては、不明点が多い。取り上げた論文は、ワシントン大学州立大学での修士論文とされる [赤塚,1988:153]。
- 11) 歴史学者、井上清による理論。身分と職業と居住地域の3要素が一体のものであり、相互に原因となり結果となりあって差別が存在する状態を言う。それにより、江戸時代の中期に



自らの意志による変更不可の部落・部落民が形成され、明治維新後の日本資本主義社会でも、不幸なこの関係を解消できていない。部落の社会的、経済的特徴はまさにこの三位一体にある、という。

- 12) 南アフリカのアパルトヘイト制度や、20世紀の合衆国における人種分離制度分析にカースト制度を拡張して適用しようとした傾向は、クリス・スマヤの研究 [Smaja, 2000] に詳しい。また、インドのカースト制度と他の差別制度や階級制との比較検討は、生産関係、労働市場の流動性、言語面、グループ間の移動の態様など多様な側面から分析されなければならない。その後、適用の可否が明確になる。これより先は本稿の目的と離れるので、その紹介だけにとどめたい。
- 13) 近代以降にも被差別部落は形成された。敗戦後形成された所もある。その中には、元来、被差別別部落出身者ではなかった人人のコミュニティーもある。住民の3分の2が外来者で占められ場合もある。彼らは、ことごとく、被差別部落民としてのまなざしを受け、かつ、そのように自己認識していることが多い。

## 文献

- 赤塚康夫, 1988, 「アメリカの戦時資料——『部落民——日本の被差別集団』」『部落解放研究第60号』部落解放研究所, 148-163.
- Amos Timothy, 2010, *Outcastes and Medical Practices in Tokugawa Japan*, *Early modern Japan* vol.18 The Ohio state University, 5-25.
- , 2011, *Embodying Difference: The making of Burakumin in Modern Japan*, University of Hawaii Press.
- Arendt Hannah, 1944, *The Jew as pariah: A Hidden Tradition*, *Jewish Social Studies*, Vol 6 no.2. edited by Jerome Kohn & Ron H. Feldman, Schocken Books, 99-122 (=2013, 斎藤純一郎訳「反ユダヤ主義」, 『ユダヤ論集』1, みすず書房, 537—585.
- Bayliss Jeffrey, 2012, *On the Margins of Empire Buraku and Korean Identity in Prewar and Wartime Japan*, Harvard University Asia Center.
- Babcock Barbara, 1978, *The Reversible World*, Cornell University Press, Ithaca (=岩崎、井上訳, 1987, 『逆さまの世界』, 岩波書店.
- Bondy Christopher, 2015, *Voice, Silence, and Self Negotiation of Buraku Identity in Contemporary Japan*, Harvard University Press, USA
- Edward S. Morse, 1917, *Japan Day by Day*, vol. of 2 of 2, Houghton Mifflin Company, Boston and New York.
- , 1917, *Japan Day by Day*, vol. of 2 of 2, Houghton Mifflin Company, Boston and New York (=1929, 石川欣一訳『日本 その日その日』科学知識普及会).
- Embree John, 1939, *Sue Mura. A Japanese Village*, Black star Publishing Co, New York (=1991, 植村元覚訳『日本の村 須恵村』, 日本経済新報社.

- 深谷克己, 2006, 『江戸時代の身分願望——身上がりと上下なし』 吉川弘文館.
- Gerald Groemer, 2001, "The Creation of the Edo Outcaste Order", *The Journal of Japanese Studies* 27, no.2, Yamanashi University, 263-293.
- George De Vos & Hiroshi Wagatsuma, 1963, *Japan's Invisible Race. Caste in Culture and Personality*, University of California press Berkley Los Angeles.
- Gerald D. Berrman, 1963, Structure and Function of Caste System: *Untouchability in Japan, Japan's Invisible Race. Caste in Culture and Personality*, University of California press Berkley Los Angeles, 277-307.
- Haessler Gertrude, 1923, Japan's Untouchables International Relations Section, *The Japan Times*
- 林正美, 2005, 「アメリカにおける日本研究の変遷 日本の『近代化問題』を焦点として」『順正短期大学研究紀要』 34, 49-61.
- Hearn Lafcadio, 1896, *KOKORO: Hints and Echoes of Japanese Inner Life*, Harvard University.
- Hegel G. W. Friedrich, 1837, *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*, (=1994, 長谷川宏訳『歴史哲学講義』岩波書店)
- Howell David, 2005, *Geographies of Identity in Nineteenth-Century Japan*, Berkeley: University of California Press.
- 小島達雄, 1996, 「被差別部落の歴史的呼称を巡って——「特種部落」および「特殊部落」の呼称の形成過程とその時期」『日本近代化と部落問題』明石書店, 157-220.
- 小早川明良, 2017, 『被差別部落像の構築 作為の陥穽』にんげん出版.
- , 2018, 『被差別部落の真実 創作された「部落民の仕事と文化」イメージ』にんげん出版.
- 駒井忠之, 2008, 「海外で報じられた部落問題と水平社運動—英訳された『水平社宣言』を中心に」『水平社博物館紀要』 第10号, 水平社博物館pp.31-58.
- Neary Ian, 1997 *Burakumin in Contemporary Japan*, Edit, Weiner Micheal, *Japan's Minorities. The Illusion of Homogeneity*, Routledge, New York.
- , 1989, *Political Protest and Social Control in Pre-war Japan: The Origin of Buraku Liberation*, Humanity Press International Inc., Atlantic Highlands
- , 2010, *The Buraku Issue and Modern Japan The Career of Matsumoto Jiichiro*, Routledge USA.
- , 2010, *The Buraku Issue and Modern Japan The Career of Matsumoto Jiichiro*, Routledge USA (=2016, 森山沾一監修・平野裕二訳, 『部落問題と近代日本——松本治一郎の生涯』明石書店.)
- Ninomiya Shigeaki, 1933, *An Inquiry Concerning the Origin, Development, and Present Situation of the Eta in Relation to the History in Japan*. Washington: University of Washington.
- Research and Analysis Branch (RAB), 1942, *The Eta A Persecuted in Japan*, Office of Strategic Service.

- Passin Herbert, 1955, *Untouchability in the Far East, Montana Nipponica* Vol.11 Sophia University, PP.247-267
- Price John, 1963, A history of the Outcaste:Untouchability in Japan, *Japan's Invisible Race. Caste in Culture and Personality*, University of California press Berkley Los Angeles.Pp6-32
- Reishauer Edwin, 1979, *The Japanese*, Harvard University Press
- Said Edward,1978, *Orientalism*, Geoges Bouchard Inc., New York
- Scidmore, Eliza R.,1885, *Jinrikisha Days in Japan*, Harper &Brothers Publishers New York and London.
- Smaja Chris, 2000, *Natural Hierarchies:Historical Sociology of Race and Caste*, Blackwell Publishers Inc. Oxford.
- Spivac Gayatri C., 1999, *A Critique of Postcolonial Reason*, Harvard University Press. (=2003, 植村忠男・本橋哲也訳『ポストコロニアル理性批判』月曜社)
- 高橋貞樹,1924,『特殊部落一千年史』更生閣.
- Tokyo Correspondent, 1027 The Honour of the "Eta" A Class in Revolt London Times
- Weber Max, 1921, *Hinduismus und Buddhismus Gesammelte Aufsätze Religionssoziologie* II (=2009, 古在由重訳『ヒンドゥー教と仏教』宗教社会学論集Ⅱ, 大月書店)
- , 1956, *Wirtschaft und Gesellschaft der verstehenden Soziologie*, virte neu herausgegebene Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, Kapital IX. Soziologie der Herrschaft (=世良晃志郎 1960, 『M・ウェーバー 経済と社会支配の社会学Ⅱ』株式会社創文社)
- , 1956, *Wirtschaft und Gesellschaft der verstehenden Soziologie*, virte, neu herausgegebene Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, Kapital IX. Soziologie der Herrschaft (=1970, 世良晃志郎訳『M・ウェーバー 支配の諸類型』株式会社創文社)
- 山本準, 2006, 「農民から郷士へ身分の変化と人口・家族構造の変化」, 落合恵美子編著『徳川日本のライフコース 歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房, 393-420.

(こばやかわ・あきら 社会理論・動態研究所)